

平成24年度第1回

春日井市都市計画審議会

と き 平成24年10月29日（月曜日）

午後2時から

ところ 市役所第3委員会室（南館4階）

目 次

第 1 号議案

尾張都市計画生産緑地地区の変更について . . . 1

第 2 号議案

尾張都市計画下水道の変更について . . . 12

平成24年9月28日付24春都政第221号

春日井市長付議

尾張都市計画生産緑地地区の変更について

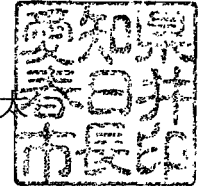
平成24年10月29日提出
春日井市市長 伊藤 太

24春都政第221号

平成24年9月28日

春日井市都市計画審議会委員 様

春日井市長 伊 藤 太



尾張都市計画生産緑地地区の変更について (付議)

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、春日井市都市計画審議会に付議します。

付議事項

春日井市決定「尾張都市計画生産緑地地区の変更について」

尾張都市計画生産緑地地区の変更（春日井市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	備考
約 38.2 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

市街化区域内に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり生産緑地地区を指定しているが、同法第14条により生産緑地地区内における制限が解除されたもの、面積要件を満たさなくなったもの、土地区画整理事業地内の仮換地指定に伴うものについて、一部区域等を変更するものである。

変更状況調書

生産緑地地区の一団数及び面積

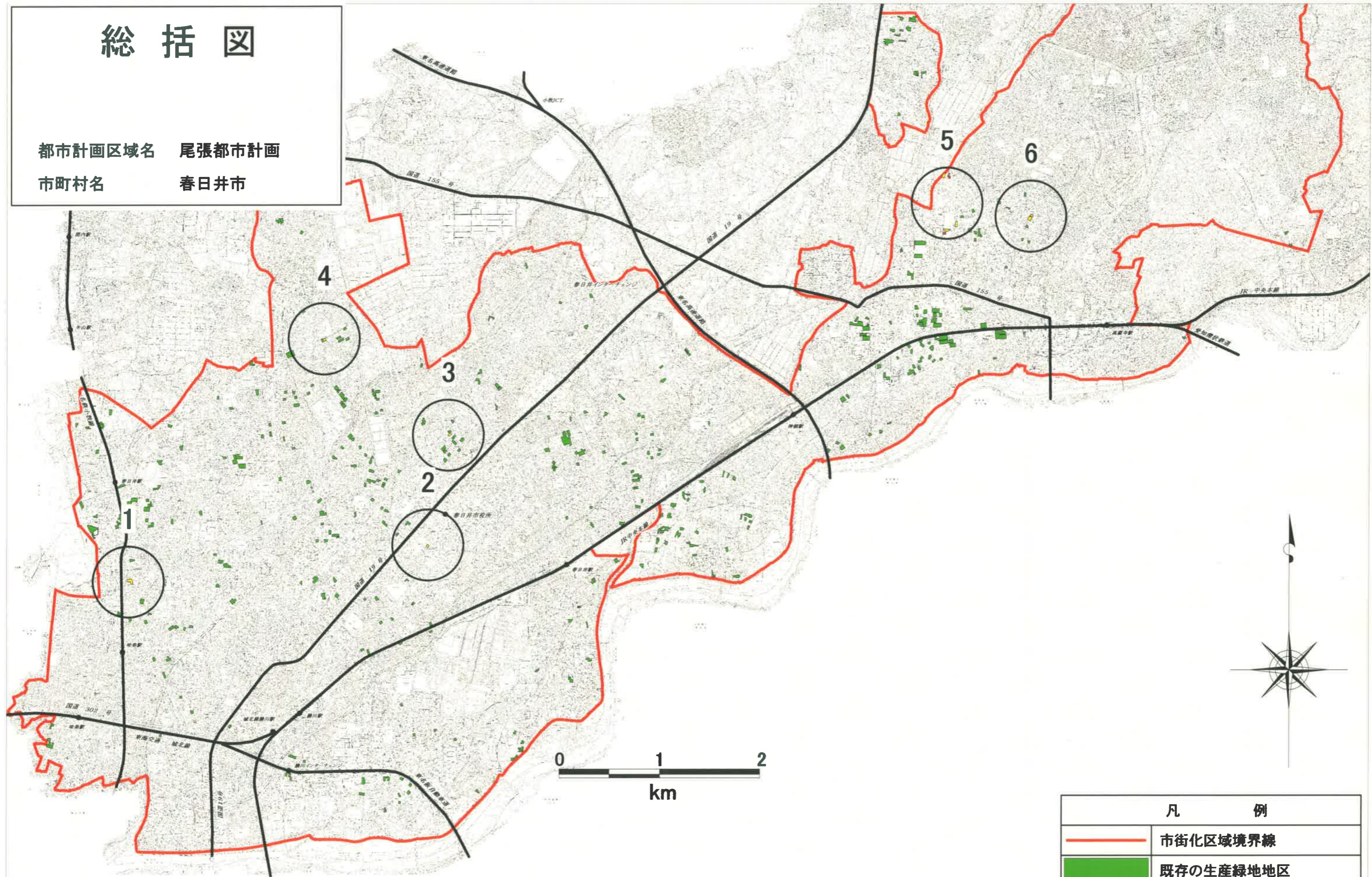
	変更前	増減	変更後
一団数	359団地	-5団地	354団地
面積	約38.9ha (389,048㎡)	約-0.7ha (-6,915㎡)	約38.2ha (382,133㎡)

箇所別調書

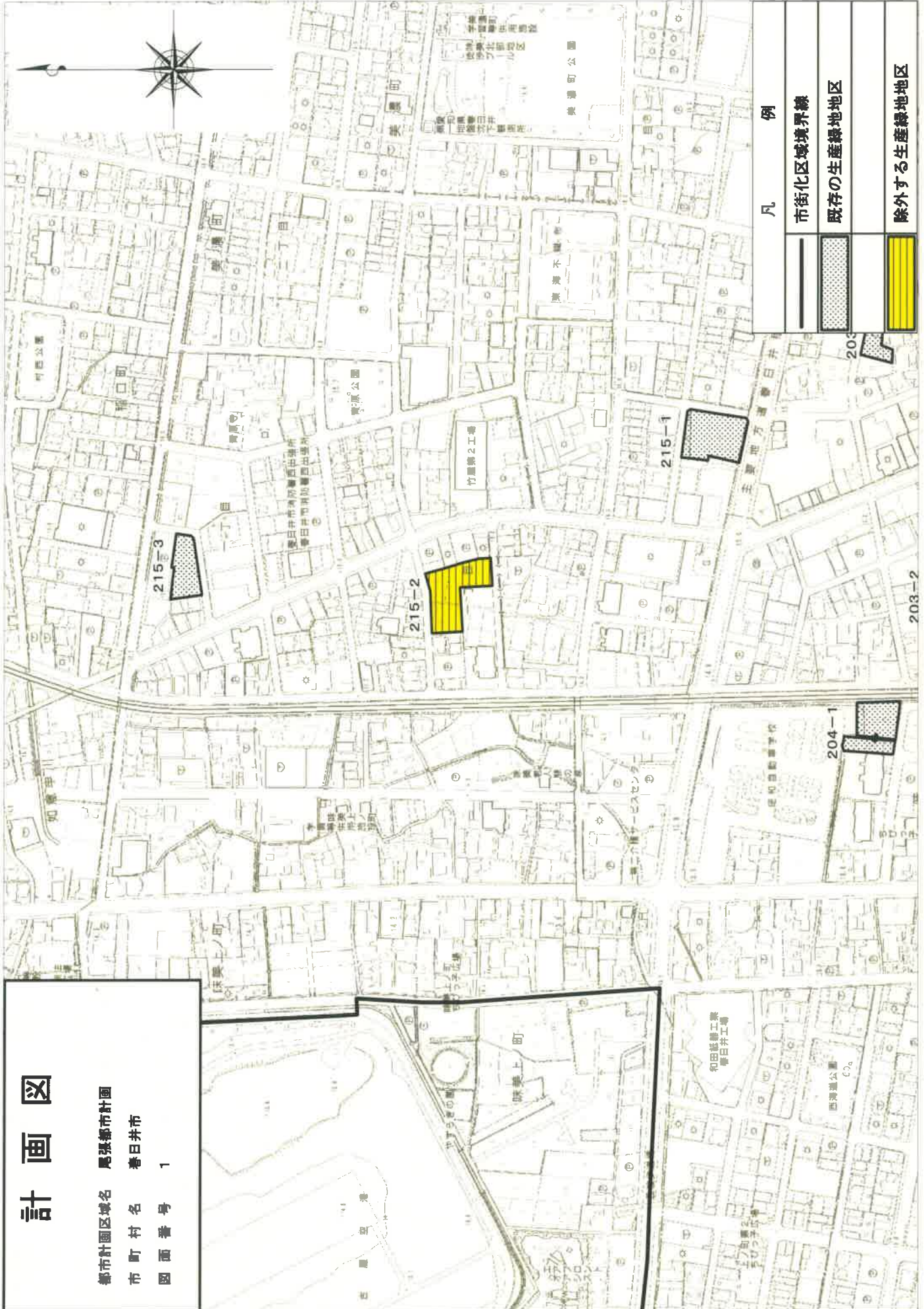
一団番号		変更面積	理由
215-2	除外	-1,691㎡	主たる従事者の死亡
506-11	除外	-559㎡	主たる従事者の死亡
513-29	一部除外	-561㎡	主たる従事者の故障
604-3	一部除外	-526㎡	主たる従事者の死亡
		-1㎡	分合筆等による地積訂正
805-1	-	-286㎡	仮換地指定による変更
805-2	-	-540㎡	仮換地指定による変更
806-1	除外	-652㎡	主たる従事者の故障
		-359㎡	面積要件不足
806-12	除外	-530㎡	主たる従事者の故障
806-13	除外	-1,210㎡	主たる従事者の故障
合計		-6,915㎡	

総括図

都市計画区域名 尾張都市計画
市町村名 春日井市



凡 例	
	市街化区域境界線
	既存の生産緑地地区
	指定する生産緑地地区
	除外する生産緑地地区

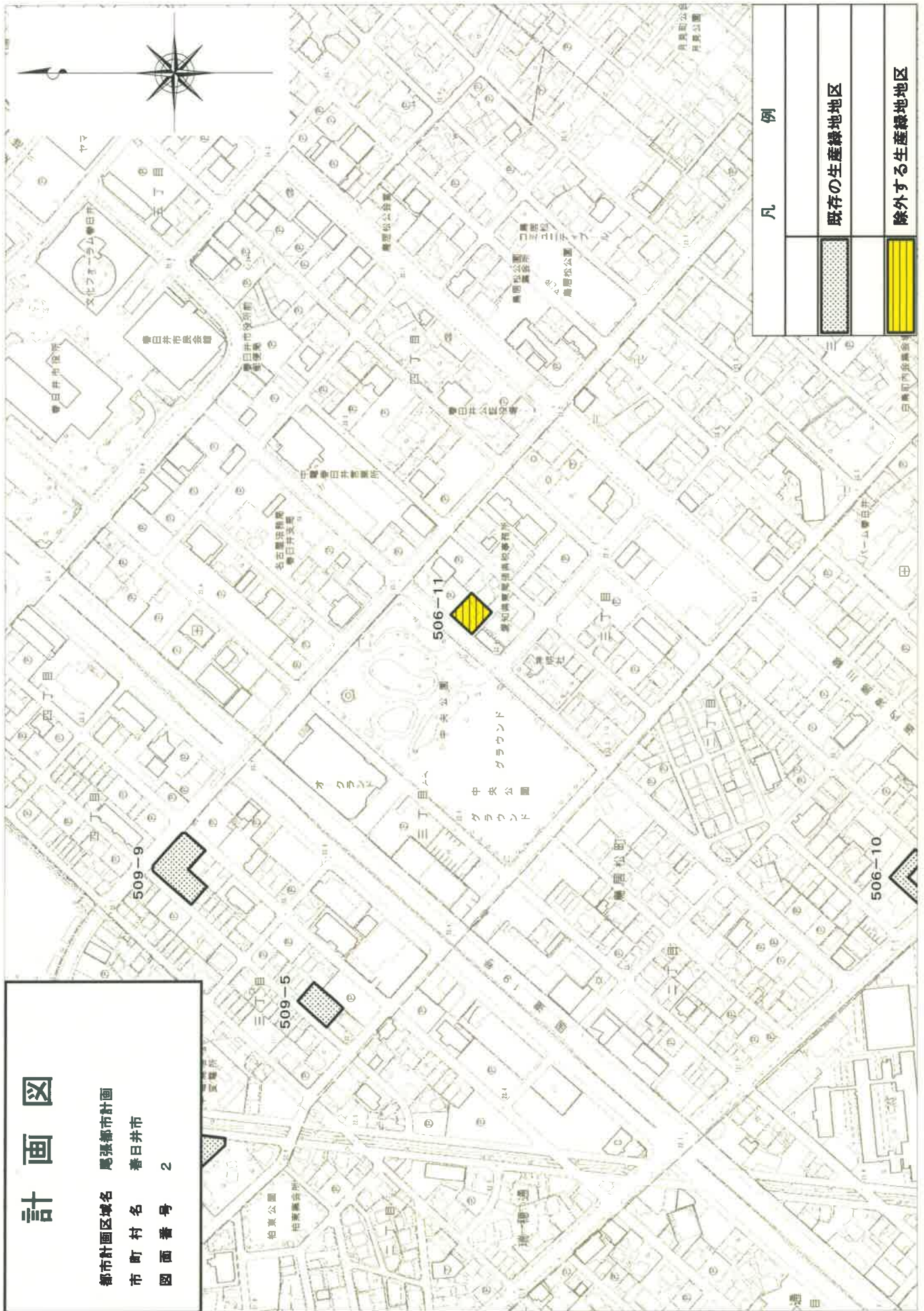


計画図
 都市計画区域名 尾張都市計画
 市町村名 春日井市
 図面番号 1

凡 例	
	市街化区域境界線
	既存の生産緑地地区
	除外する生産緑地地区

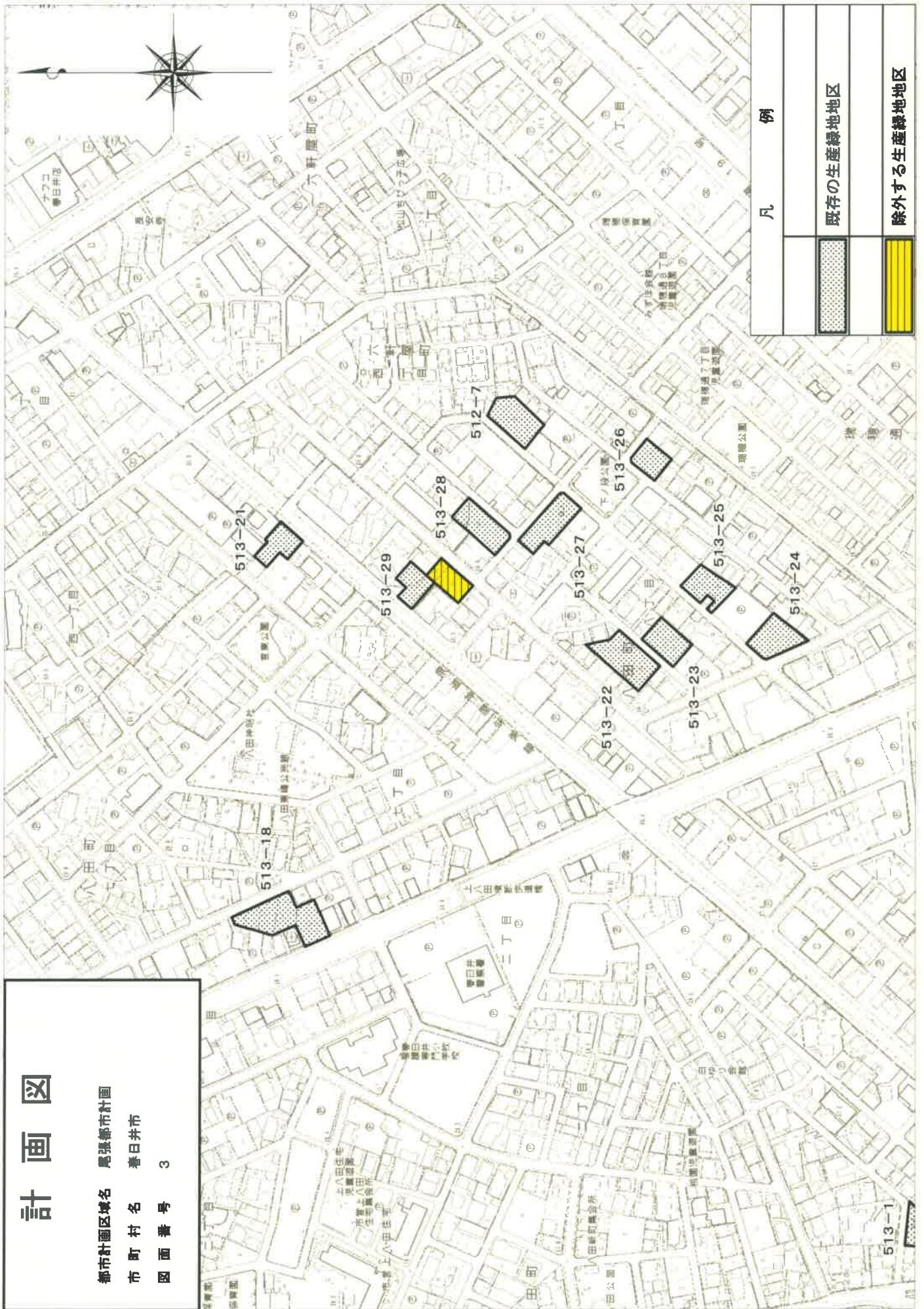
計画図

都市計画区域名 尾張都市計画
市町村名 春日井市
図面番号 2



計画図

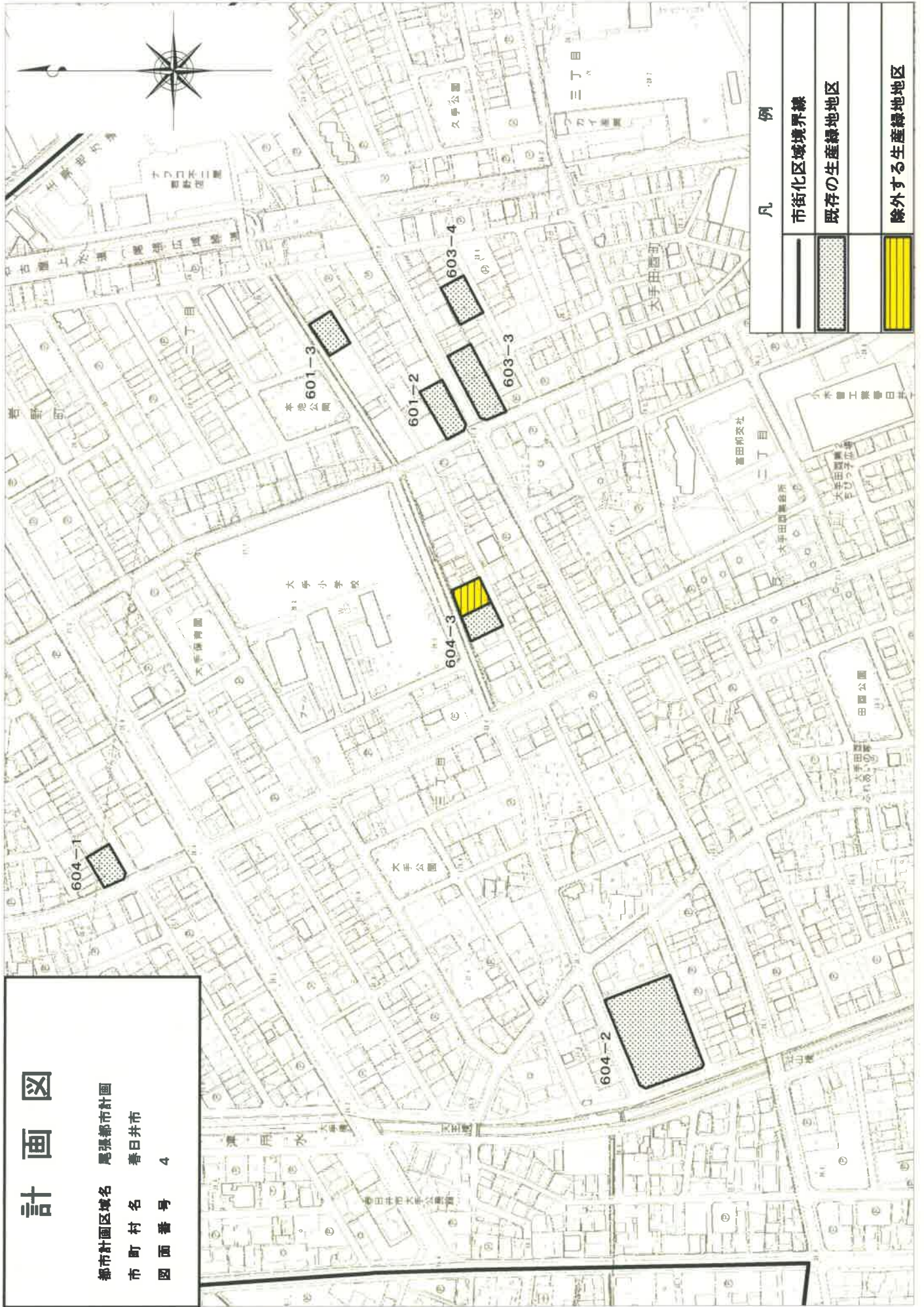
都市計画区域名 尾張都市計画
 市町村名 春日井市
 図面番号 3



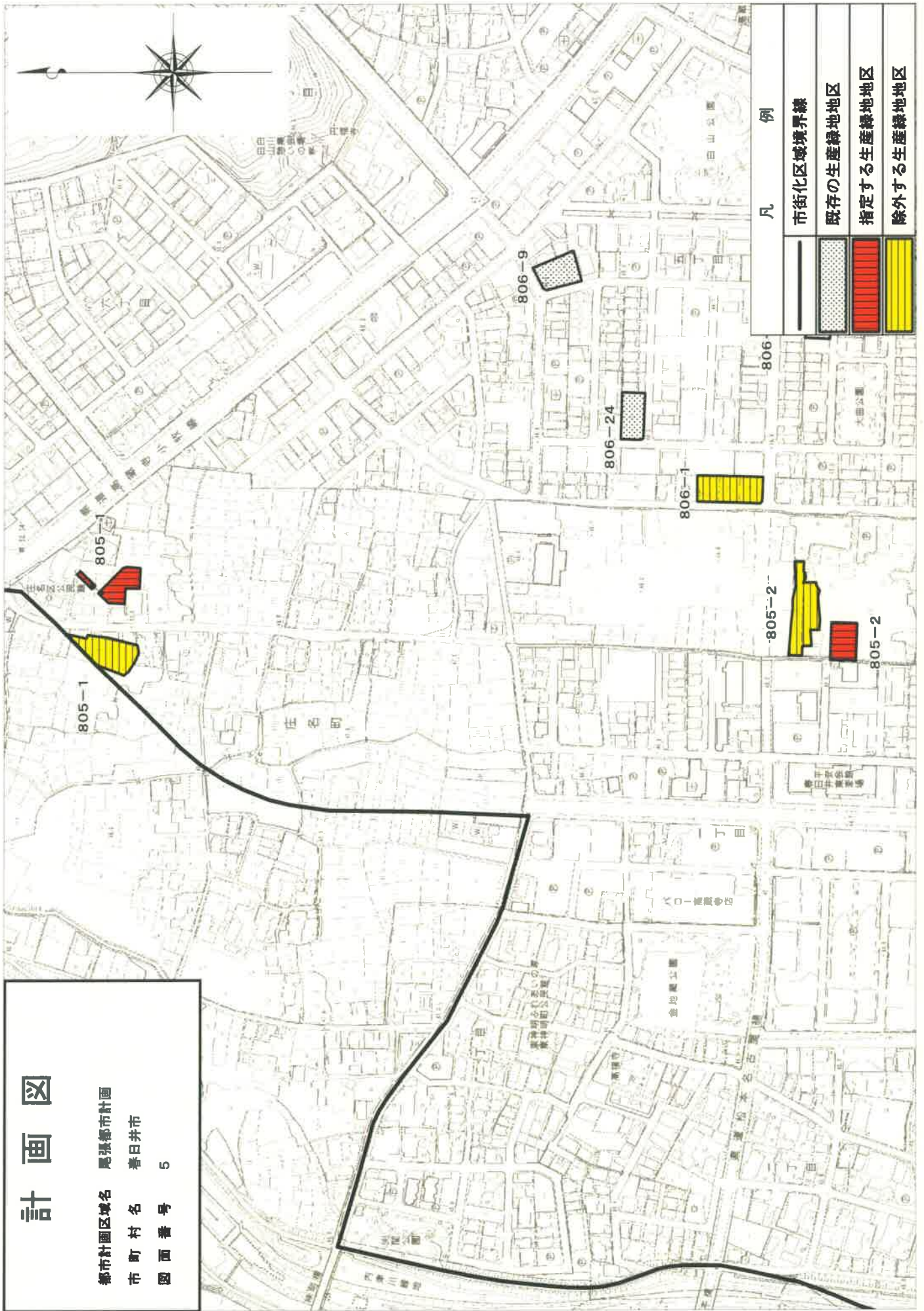
凡 例	
	既存の生産緑地地区
	除外する生産緑地地区

計画図

都市計画区域名 尾張都市計画
 市町村名 春日井市
 図面番号 4



凡 例	
	市街化区域境界線
	既存の生産緑地地区
	除外する生産緑地地区
	除外する生産緑地地区



凡 例

市街化区域境界線

既存の生産緑地地区

指定する生産緑地地区

除外する生産緑地地区

計 画 図

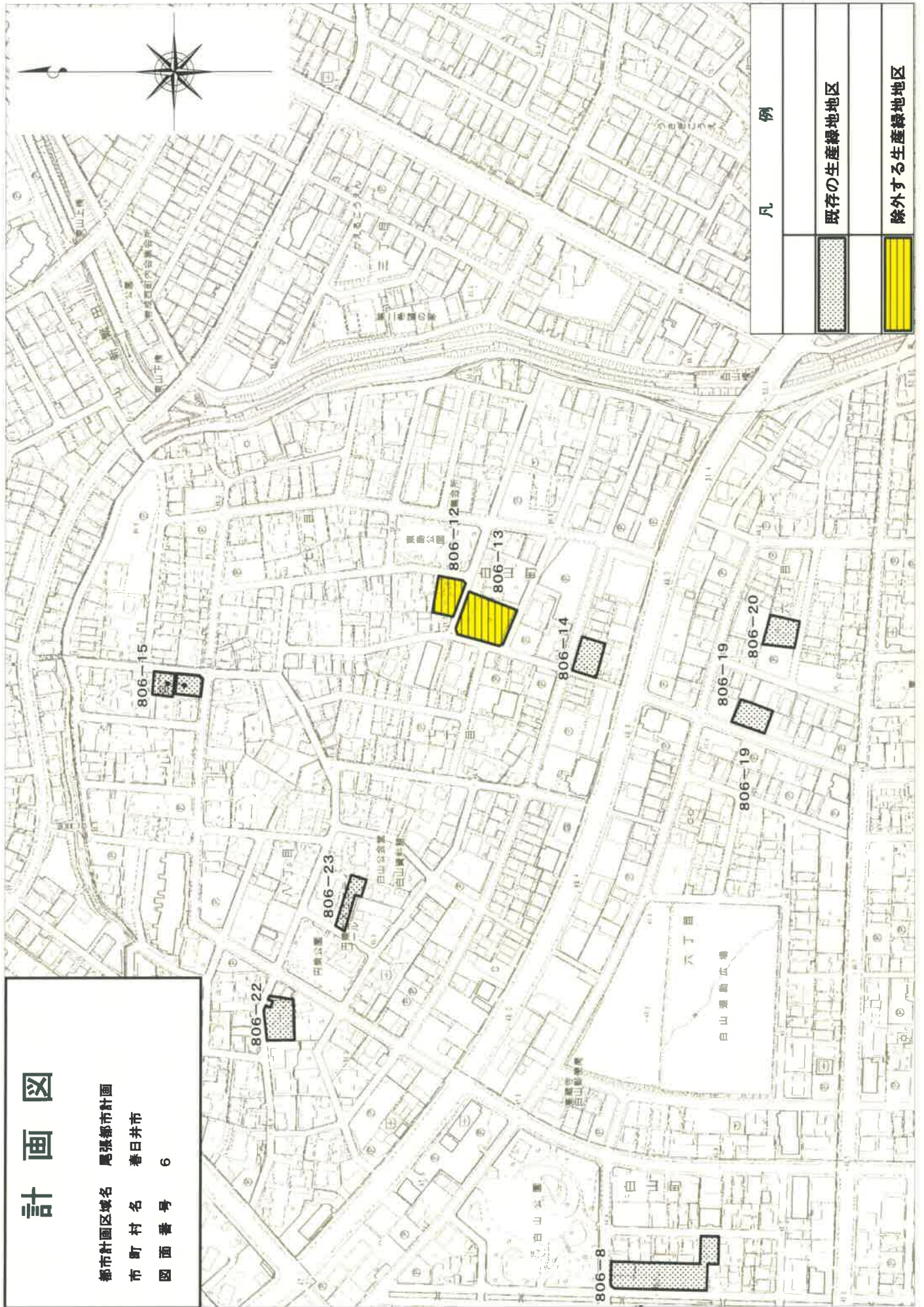
都市計画区域名 尾張都市計画

市 町 村 名 春日井市

図 面 番 号 5

計画図

都市計画区域名 尾張都市計画
 市町村名 春日井市
 図面番号 6



凡 例

既存の生産緑地地区

除外する生産緑地地区

平成24年9月28日付24春企経下第258号

春日井市長付議

尾張都市計画下水道の変更について

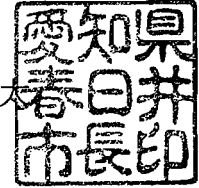
平成24年10月29日提出
春日井市市長 伊藤 太

24春企経下第258号

平成24年9月28日

春日井市都市計画審議会委員 様

春日井市長 伊藤



尾張都市計画下水道の変更について（付議）

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、春日井市都市計画審議会に付議します。

付議事項

春日井市決定「尾張都市計画下水道の変更について」

尾張都市計画下水道の変更（春日井市決定）

都市計画春日井公共下水道「3. 下水管渠」及び「4. その他の施設」を次のように変更する。

3. 下水管渠

(2)汚水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
南部汚水1号幹線	春日井市松河戸町字堤越	春日井市若草通3丁目	
南部汚水放流幹線	春日井市松河戸町字堤越	春日井市松河戸町字堤越	

「区域は計画図表示のとおり」

4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
大留ポンプ場	春日井市大留町5丁目地内	
勝西ポンプ場	春日井市御幸町1丁目地内	
南部ポンプ場	春日井市松河戸町字堤越地内	
熊野桜佐雨水ポンプ場	春日井市桜佐町字下五反田地内	
第1中継ポンプ場	春日井市気噴町北2丁目地内	
第2中継ポンプ場	春日井市玉野町字飼野地内	
第3中継ポンプ場	春日井市高蔵寺町5丁目地内	
南部中継ポンプ場	春日井市桜佐町字下五反田地内	
高蔵寺浄化センター	春日井市気噴町6丁目地内	
勝西浄化センター	春日井市御幸町1丁目及び2丁目地内	
南部浄化センター	春日井市松河戸町字堤越及び段下地内	
下水汚泥処理センター	春日井市神屋町字引沢地内	
松河戸調整池	春日井市松河戸町字堤越地内	
大手小学校調整池	春日井市大手町3丁目地内	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

1. 都市計画下水道の将来像及び必要性

第五次春日井市総合計画では、「人と地域が輝き、安全安心で躍動する都市」を目指すとし、6つの目標を定めている。

下水道は、6つの目標の中の「快適で美しく、いつまでも住み続けたい循環型のまち」を目指したまちづくりの一環として、公共下水道の計画的な整備と健全な運営を掲げている。

本市では、昭和39年に下水道事業に着手し、市街化区域の整備を推進しているところである。

2. 位置・区域の妥当性

(1)排水区域

変更なし

(2)下水管渠

下水道基本計画の見直しに伴い、南部汚水1号幹線の位置を変更し、篠木汚水1号幹線と篠木汚水放流幹線を削除する。

(3)その他施設

下水道基本計画の見直しに伴い、上田楽中継ポンプ場、篠木浄化センターを削除し、南部中継ポンプ場、松河戸調整池、大手小学校調整池を追加する。また、篠木ポンプ場の名称を変更する。

3. 総括

今回、都市計画下水道の変更により、今後の下水道事業をより効率的に、かつ積極的に推進し、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図り、もって、健全なまちの発展に寄与するものである。

新旧対照表 (1/2)

新	旧																																																								
<p style="text-align: center;">尾張都市計画下水道の変更 (春日井市決定)</p> <p>都市計画春日井公共下水道を次のように変更する。</p> <p>1. 下水道の名称 春日井公共下水道</p> <p>2. 排水区域 「排水区域は総括図表示のとおり」 (「備考」排水面積A=4,602ha)</p> <p>3. 下水管渠</p> <p>(1)雨水管渠</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th colspan="2">位 置</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南部ポンプ場放流幹線</td> <td>春日井市松河戸町字堤外</td> <td>春日井市松河戸町字堤越</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「区域は計画図表示のとおり」</p> <p>(2)污水管渠</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th colspan="2">位 置</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④ 南部污水1号幹線</td> <td>春日井市松河戸町字堤越</td> <td>春日井市若草通3丁目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南部污水放流幹線</td> <td>春日井市松河戸町字堤越</td> <td>春日井市松河戸町字堤越</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「区域は計画図表示のとおり」</p>	名 称	位 置		備 考	起 点	終 点	南部ポンプ場放流幹線	春日井市松河戸町字堤外	春日井市松河戸町字堤越		名 称	位 置		備 考	起 点	終 点	④ 南部污水1号幹線	春日井市松河戸町字堤越	春日井市若草通3丁目		南部污水放流幹線	春日井市松河戸町字堤越	春日井市松河戸町字堤越		<p style="text-align: center;">尾張都市計画下水道の変更 (春日井市決定)</p> <p>都市計画春日井公共下水道を次のように変更する。</p> <p>1. 下水道の名称 春日井公共下水道</p> <p>2. 排水区域 「排水区域は総括図表示のとおり」 (「備考」排水面積A=4,602ha)</p> <p>3. 下水管渠</p> <p>(1)雨水管渠</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th colspan="2">位 置</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南部ポンプ場放流幹線</td> <td>春日井市松河戸町字堤外</td> <td>春日井市松河戸町字堤越</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「区域は計画図表示のとおり」</p> <p>(2)污水管渠</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th colspan="2">位 置</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④ 南部污水1号幹線</td> <td>春日井市松河戸町字堤越</td> <td>春日井市如意申町7丁目</td> <td>終点変更</td> </tr> <tr> <td>南部污水放流幹線</td> <td>春日井市松河戸町字堤越</td> <td>春日井市松河戸町字堤越</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 篠木污水1号幹線</td> <td>春日井市桜佐町字下五反田</td> <td>春日井市熊野町字中間</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>⑤ 篠木污水放流幹線</td> <td>春日井市桜佐町字下五反田</td> <td>春日井市桜佐町字下五反田</td> <td>削除</td> </tr> </tbody> </table> <p>「区域は計画図表示のとおり」</p>	名 称	位 置		備 考	起 点	終 点	南部ポンプ場放流幹線	春日井市松河戸町字堤外	春日井市松河戸町字堤越		名 称	位 置		備 考	起 点	終 点	④ 南部污水1号幹線	春日井市松河戸町字堤越	春日井市如意申町7丁目	終点変更	南部污水放流幹線	春日井市松河戸町字堤越	春日井市松河戸町字堤越		⑤ 篠木污水1号幹線	春日井市桜佐町字下五反田	春日井市熊野町字中間	削除	⑤ 篠木污水放流幹線	春日井市桜佐町字下五反田	春日井市桜佐町字下五反田	削除
名 称		位 置			備 考																																																				
	起 点	終 点																																																							
南部ポンプ場放流幹線	春日井市松河戸町字堤外	春日井市松河戸町字堤越																																																							
名 称	位 置		備 考																																																						
	起 点	終 点																																																							
④ 南部污水1号幹線	春日井市松河戸町字堤越	春日井市若草通3丁目																																																							
南部污水放流幹線	春日井市松河戸町字堤越	春日井市松河戸町字堤越																																																							
名 称	位 置		備 考																																																						
	起 点	終 点																																																							
南部ポンプ場放流幹線	春日井市松河戸町字堤外	春日井市松河戸町字堤越																																																							
名 称	位 置		備 考																																																						
	起 点	終 点																																																							
④ 南部污水1号幹線	春日井市松河戸町字堤越	春日井市如意申町7丁目	終点変更																																																						
南部污水放流幹線	春日井市松河戸町字堤越	春日井市松河戸町字堤越																																																							
⑤ 篠木污水1号幹線	春日井市桜佐町字下五反田	春日井市熊野町字中間	削除																																																						
⑤ 篠木污水放流幹線	春日井市桜佐町字下五反田	春日井市桜佐町字下五反田	削除																																																						

新旧対照表 (2/2)

新			旧				
4. その他の施設			4. その他の施設				
	名 称	位 置	備 考		名 称	位 置	備 考
	大 留 ポ ン プ 場	春日井市大留町5丁目地内			大 留 ポ ン プ 場	春日井市大留町5丁目地内	
	勝 西 ポ ン プ 場	春日井市御幸町1丁目地内			勝 西 ポ ン プ 場	春日井市御幸町1丁目地内	
	南 部 ポ ン プ 場	春日井市松河戸町字堤越地内			南 部 ポ ン プ 場	春日井市松河戸町字堤越地内	
③	熊野桜佐雨水ポンプ場	春日井市桜佐町字下五反田地内	名称変更	③	篠木ポンプ場	春日井市桜佐町字下五反田地内	名称変更
	第1中継ポンプ場	春日井市気噴町北2丁目地内			第1中継ポンプ場	春日井市気噴町北2丁目地内	
	第2中継ポンプ場	春日井市玉野町字飼野地内			第2中継ポンプ場	春日井市玉野町字飼野地内	
	第3中継ポンプ場	春日井市高蔵寺町5丁目地内			第3中継ポンプ場	春日井市高蔵寺町5丁目地内	
⑤	南部中継ポンプ場	春日井市桜佐町字下五反田地内	新規	⑥	上田楽中継ポンプ場	春日井市上田楽町字西島地内	削除
	高蔵寺浄化センター	春日井市気噴町6丁目地内			高蔵寺浄化センター	春日井市気噴町6丁目地内	
	勝西浄化センター	春日井市御幸町1丁目及び2丁目地内			勝西浄化センター	春日井市御幸町1丁目及び2丁目地内	
	南部浄化センター	春日井市松河戸町字堤越及び段下地内			南部浄化センター	春日井市松河戸町字堤越及び段下地内	
	下水汚泥処理センター	春日井市神屋町字引沢地内			⑤ 篠木浄化センター	春日井市桜佐町上五反田及び下五反田地内	削除
①	松河戸調整池	春日井市松河戸町字堤越地内	新規		下水汚泥処理センター	春日井市神屋町字引沢地内	
②	大手小学校調整池	春日井市大手町3丁目地内	新規				
「区域は計画図表示のとおり」				「区域は計画図表示のとおり」			

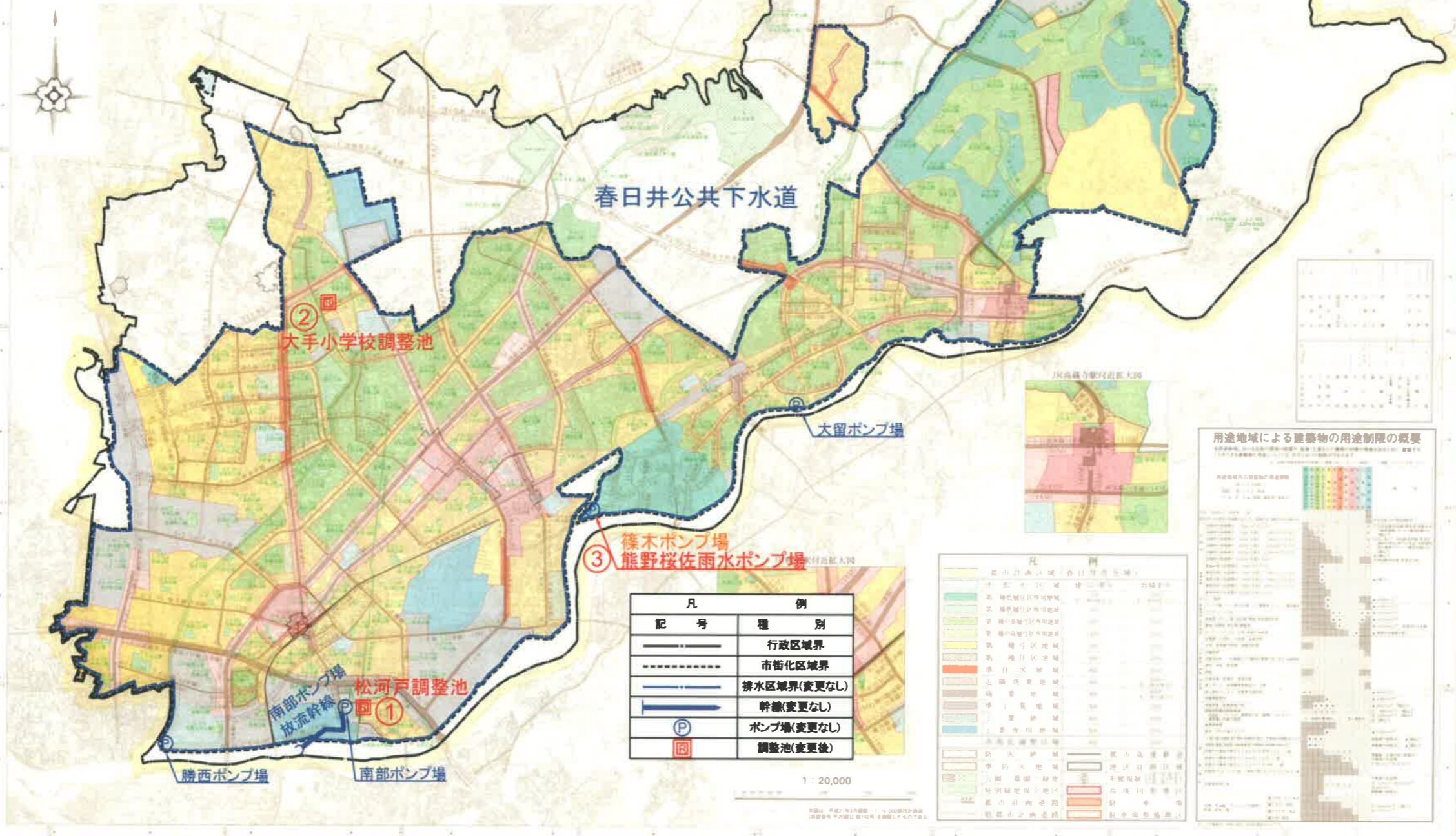
[総括図]雨水

尾張都市計画区域 春日井市都市計画図

市役所及びJR春日井駅付近拡大図



用途地域	告示番号	告示年月日
市街化区域及び市街化調整区域	愛知告示第549号	平成22年12月24日
用途地域	愛知告示第755号	平成22年12月24日
高層利用地区	春日井告示第174号	平成22年12月24日
防大等防大地域	春日井告示第175号	平成22年12月24日
新市街地整備地区	春日井告示第176号	平成22年12月24日
特別緑地保全地区	春日井告示第177号	平成22年12月24日
道	愛知告示第768号	平成22年12月24日
	春日井告示第186号	平成23年7月22日
都市高速鉄道	愛知告示第773号	平成22年12月24日
新市街	春日井告示第180号	平成22年12月24日
公園	愛知告示第778号	平成22年12月24日
	春日井告示第196号	平成23年4月15日
緑	愛知告示第784号	平成22年12月24日
	春日井告示第182号	平成22年12月24日
農	愛知告示第790号	平成22年12月24日



春日井公共下水道

② 大手小学校調整池

大留ポンプ場

③ 篠木ポンプ場
熊野桜佐雨水ポンプ場

松河戸調整池

南部ポンプ場

勝西ポンプ場

凡 例	
記号	種 別
———	行政区境界
- - - - -	市街化区域界
———	排水区域界(変更なし)
———	幹線(変更なし)
Ⓟ	ポンプ場(変更なし)
Ⓢ	調整池(変更後)

1 : 20,000

愛知県行政図



JR高崎台駅付近拡大図



用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域	建築物の用途制限
市街化区域	第一種、第二種、第三種、第四種、第五種、第六種、第七種、第八種、第九種、第十種、第十一種、第十二種、第十三種、第十四種、第十五種、第十六種、第十七種、第十八種、第十九種、第二十種、第二十一種、第二十二種、第二十三種、第二十四種、第二十五種、第二十六種、第二十七種、第二十八種、第二十九種、第三十種、第三十一種、第三十二種、第三十三種、第三十四種、第三十五種、第三十六種、第三十七種、第三十八種、第三十九種、第四十種、第四十一種、第四十二種、第四十三種、第四十四種、第四十五種、第四十六種、第四十七種、第四十八種、第四十九種、第五十種、第五十一種、第五十二種、第五十三種、第五十四種、第五十五種、第五十六種、第五十七種、第五十八種、第五十九種、第六十種、第六十一種、第六十二種、第六十三種、第六十四種、第六十五種、第六十六種、第六十七種、第六十八種、第六十九種、第七十種、第七十一種、第七十二種、第七十三種、第七十四種、第七十五種、第七十六種、第七十七種、第七十八種、第七十九種、第八十種、第八十一種、第八十二種、第八十三種、第八十四種、第八十五種、第八十六種、第八十七種、第八十八種、第八十九種、第九十種、第九十一種、第九十二種、第九十三種、第九十四種、第九十五種、第九十六種、第九十七種、第九十八種、第九十九種、第一百種

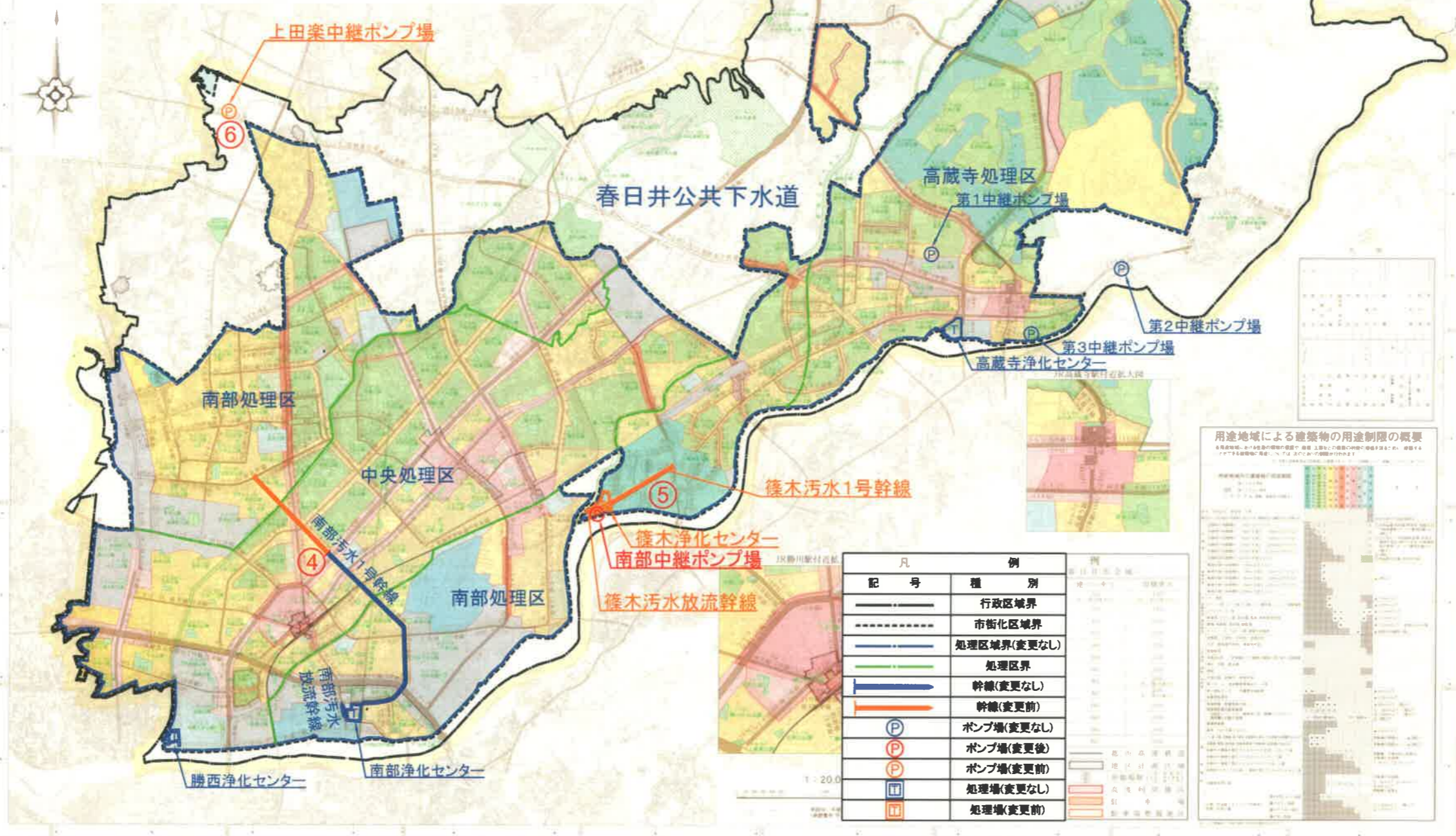
春日井市

[総括図]汚水

尾張都市計画区域
春日井市都市計画図

市役所及びJR春日井駅付近拡大図

用途地域	告示番号	告示年月日
市街化区域及び市街化調整区域	愛知告示第749号	平成22年12月24日
用途地域	愛知告示第755号	平成22年12月24日
高層利用地区	春日井告示第174号	平成22年12月24日
防災活動地域	春日井告示第175号	平成22年12月24日
新市場整備地区	春日井告示第176号	平成22年12月24日
河川緑地整備地区	春日井告示第177号	平成22年12月24日
道	愛知告示第756号	平成22年12月24日
	春日井告示第186号	平成23年7月22日
都市高速鉄道	愛知告示第773号	平成23年12月24日
道	春日井告示第187号	平成23年12月24日
公園	愛知告示第776号	平成23年12月24日
	春日井告示第68号	平成23年4月15日
緑地	愛知告示第784号	平成23年12月24日
	春日井告示第182号	平成22年12月24日
その他	愛知告示第789号	平成22年12月24日



凡	例
—	行政区域界
- - - - -	市街化区域界
—	処理区域界(変更なし)
—	処理区界
—	幹線(変更なし)
—	幹線(変更前)
(P)	ポンプ場(変更なし)
(P)	ポンプ場(変更後)
(P)	ポンプ場(変更前)
(T)	処理場(変更なし)
(T)	処理場(変更前)

用途地域による建築物の用途制限の概要

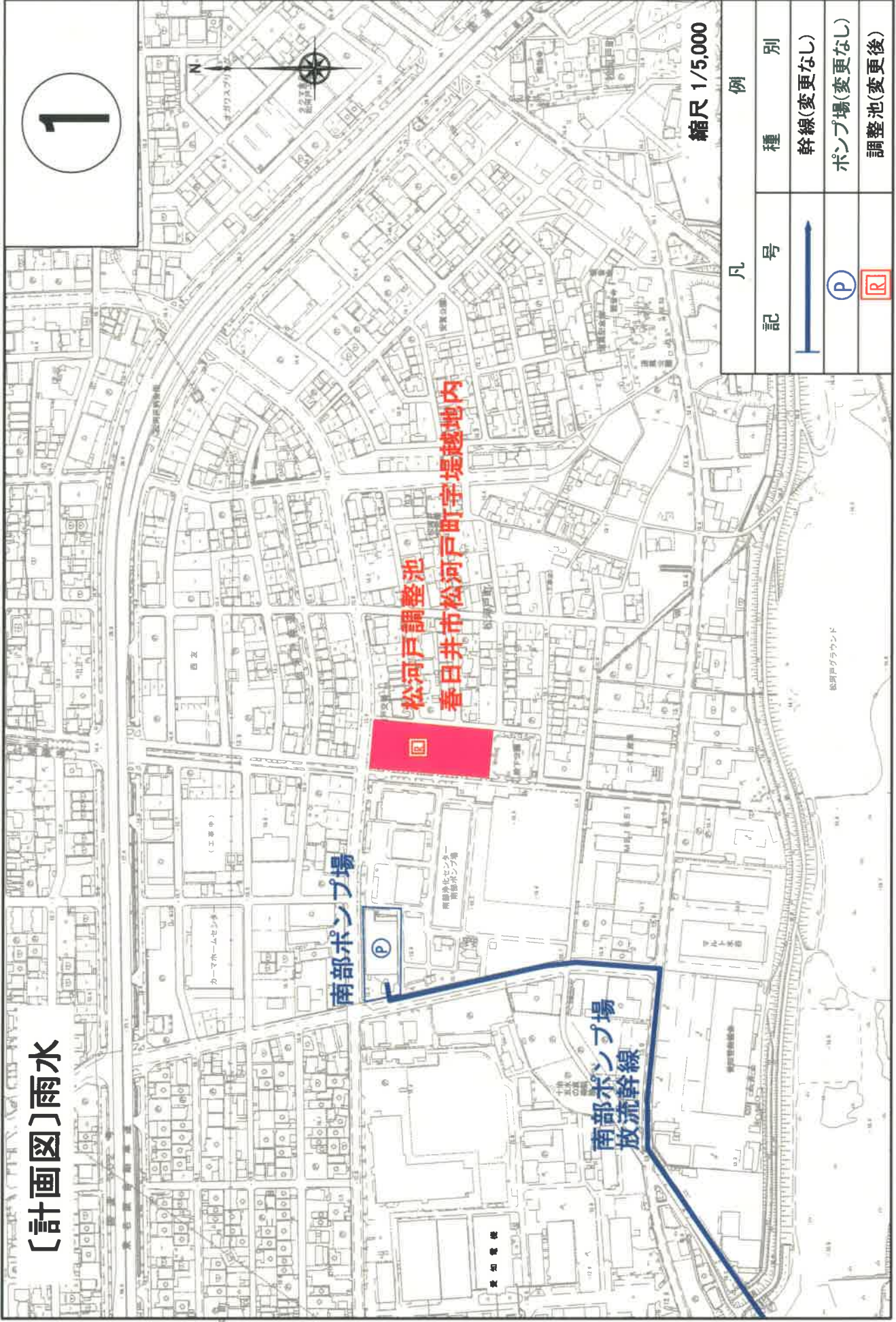
用途地域	建築物の用途制限
市街化調整区域	用途制限あり
市街化区域	用途制限あり
用途地域	用途制限あり
高層利用地区	用途制限あり
防災活動地域	用途制限あり
新市場整備地区	用途制限あり
河川緑地整備地区	用途制限あり
道	用途制限あり
都市高速鉄道	用途制限あり
公園	用途制限あり
緑地	用途制限あり
その他	用途制限あり

平成23年9月作成

春日井市

〔計画図〕雨水

1

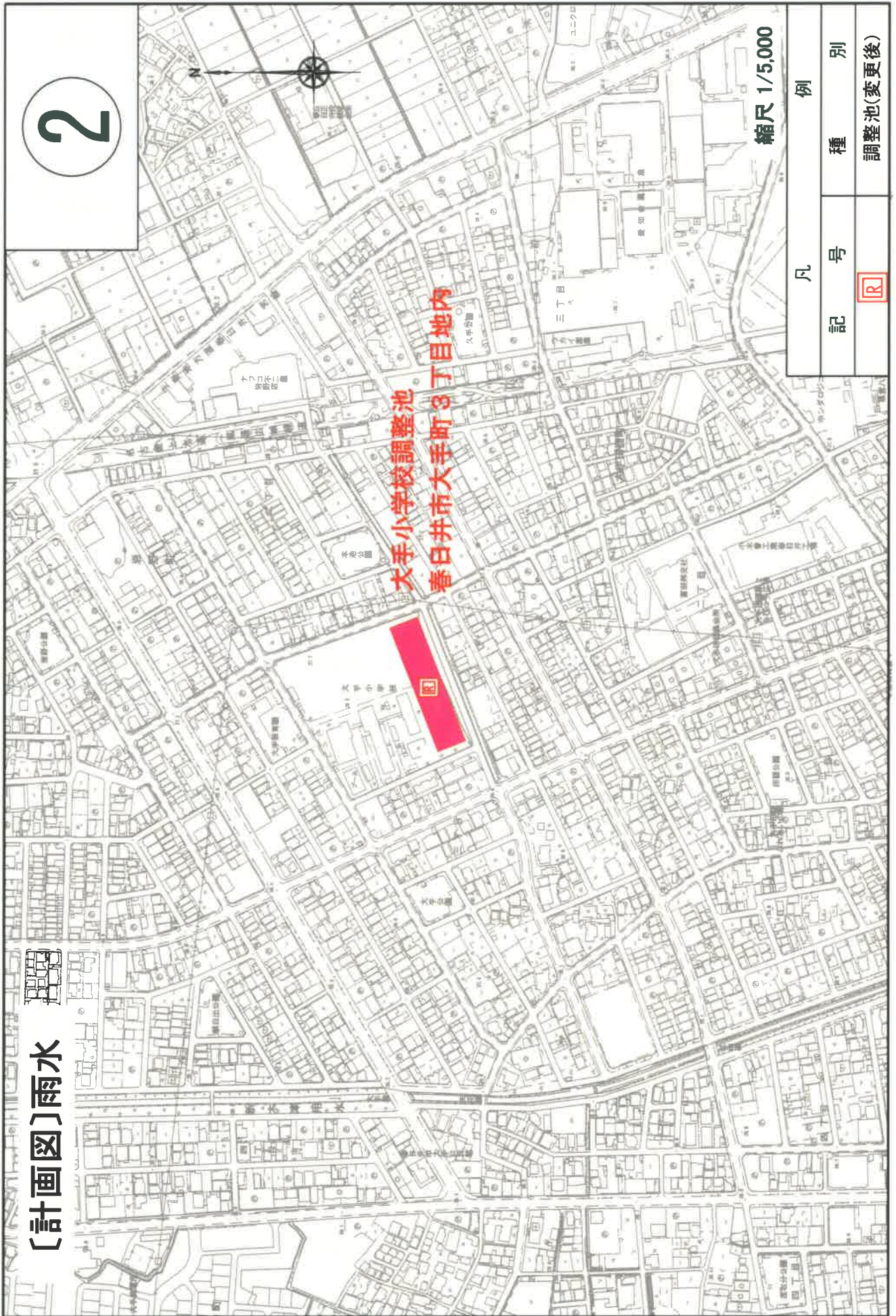


凡 例	
記 号	種 別
—	幹線(変更なし)
P	ポンプ場(変更なし)
R	調整池(変更後)

〔計画図〕雨水



2

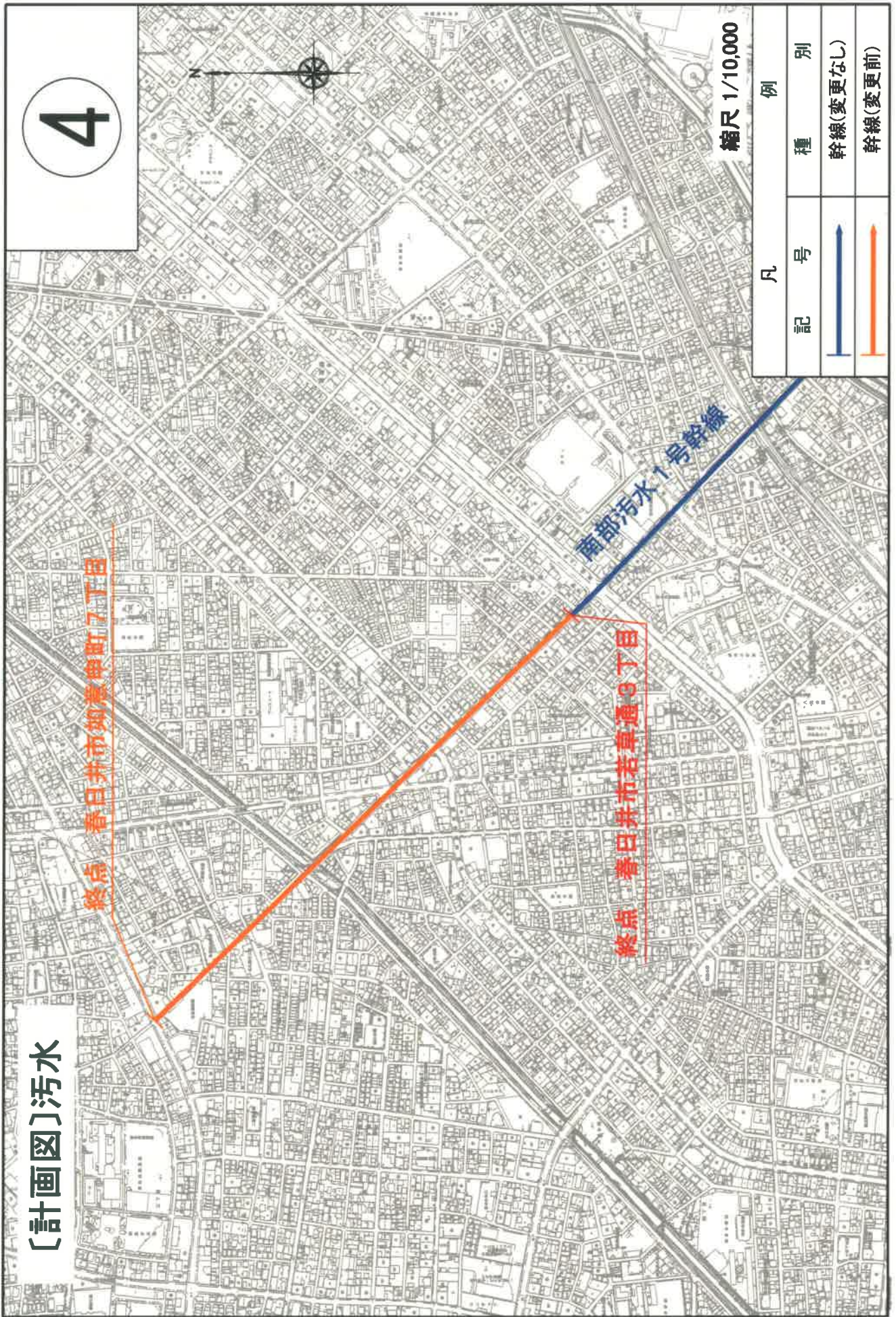


縮尺 1/5,000


凡 例	
記 号	種 別
R	調整池(変更後)

〔計画図〕汚水

4

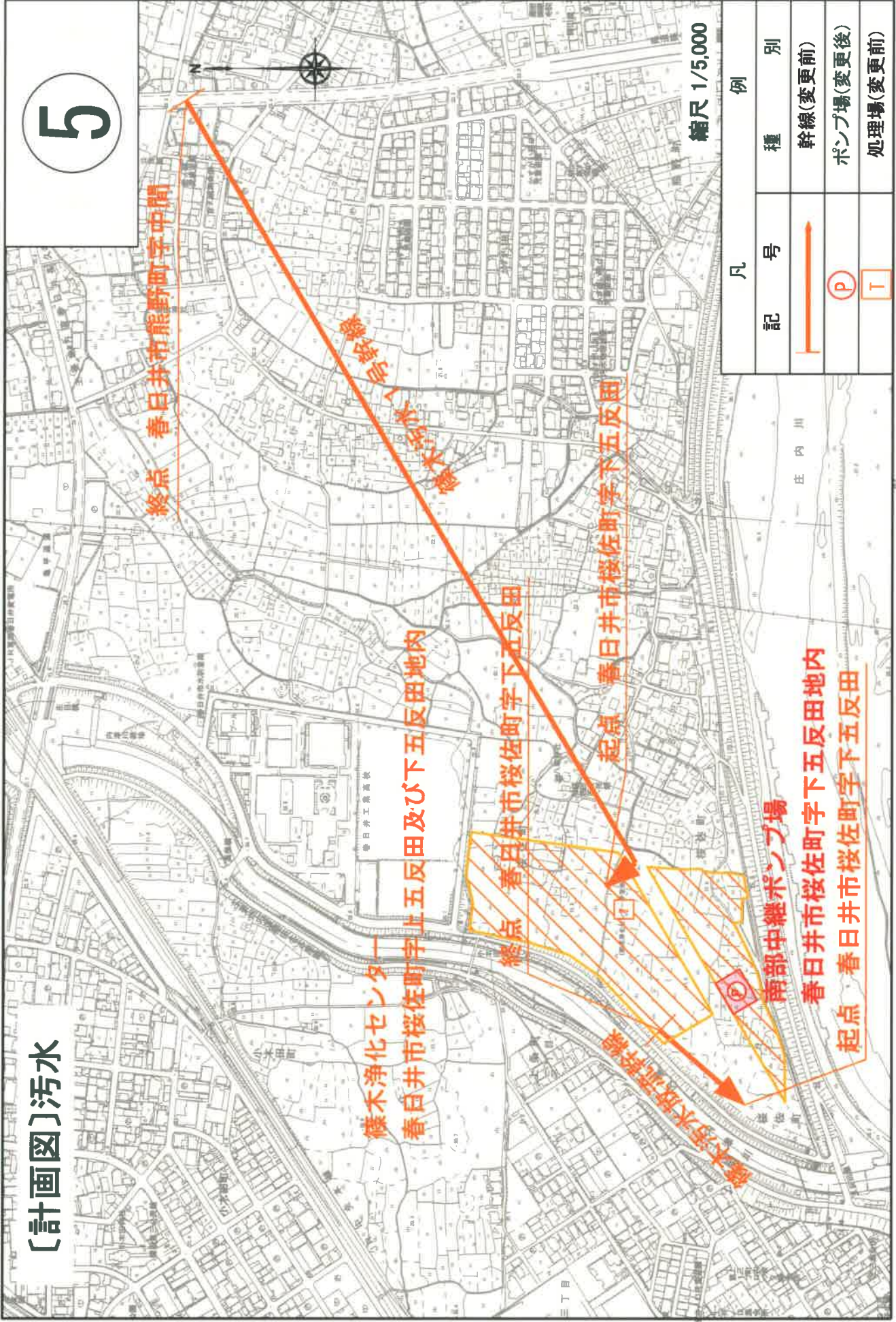


縮尺 1/10,000

凡 例	
記 号	種 別
	幹線(変更なし)
	幹線(変更前)

〔計画図〕汚水

5



凡	号	種	別
—		幹線(変更前)	
Ⓟ		ポンプ場(変更後)	
□		処理場(変更前)	

第2号議案 尾張都市計画下水道の変更について

意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
<p>1. 都市計画法の手続き及び受益者負担金について</p> <ul style="list-style-type: none"> 春日井市東神明町から出川町周辺の地域は、平成25年から下水道が整備される地区として、既に受益者負担金の徴収が始まっている。 受益者負担金の徴収は、都市計画が決定され、都市計画法の事業認可が得られた後に可能となると愛知県ホームページに書かれているが、この時期に都市計画の変更手続きを行うことは、都市計画法に違反していないか。 	<p>今回の「尾張都市計画下水道の変更」ですが、雨水調整池の追加や篠木浄化センターの廃止など、下水道施設についての変更を行うものであり、受益者負担金の徴収と本件とは直接関連するものではなく、法的手続きは適正に進めているものと考えております。</p> <p>なお、東神明町から出川町周辺は、平成元年に既に公共下水道の区域として都市計画決定し、平成23年度に事業認可を得た後、受益者負担金の徴収を行っていくものであります。</p>